

令和5年度
福島県L P ガス料金高騰対策事業助成金
申請の手引き

令和5年8月18日

一般社団法人福島県L P ガス協会

<目次>

1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	本事業の概要	2
4	値引きの実施について	2
5	LPガス販売事業者への支援について	4
6	申請等の手続き	5
7	事業を行う上での注意点	7

1 はじめに

「L P ガス料金高騰対策事業」（以下「本事業」という。）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）」を財源とし、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象とならない福島県内のL P ガス一般消費者等に対して、L P ガス販売事業者を通じた使用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

使用料金の値引きは、福島県からの補助を受けた一般社団法人福島県L P ガス協会が本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用を助成（以下「助成金」という。）することにより行います。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、L P ガス料金高騰対策事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）本手引きを熟読するとともに、以下のいずれかに該当する場合は、L P ガス販売事業者は助成金を受け取ることができません。また、助成金の支払後であっても支払額に加算金を課した額の返還を求められます。

- (1) 本事業は、L P ガス一般消費者等の使用料金の負担軽減を図るためのものであり、本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為が認められた場合
- (2) 本事業に関する全ての提出書類において、故意または虚偽の記入を行い若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、または受けようとした場合
- (3) 交付要綱に違反または交付要綱に基づく指示に違反した場合
- (4) 助成金をこの事業以外の用途に使用した場合
- (5) この事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (6) 交付要綱の別紙1及び別紙2の誓約事項等に違反した場合

2 用語の定義

本手引きにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

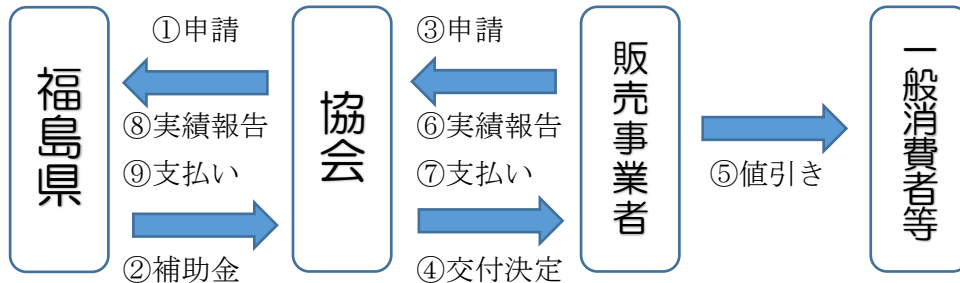
- (1) 「協会」とは、一般社団法人福島県L P ガス協会
- (2) 「一般消費者等」とは、次のいずれかに該当する者
 - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等
 - イ ガス事業法第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が、液化石油ガス法第2条第2項に該当する者
- (3) 「L P ガス販売事業者」とは、次のいずれかに該当する者
 - ア 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者
 - イ ガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL P ガスを販売する者

3 本事業の概要

(1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、L P ガス販売事業者を通じた使用料金の値引きにより、福島県内のL P ガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 本事業の流れ



(3) 本事業の期間

助成金は、令和5年9月1日から令和5年11月30日までの間に行われる検針に基づいた値引きに対して交付されます。なお、交付要綱第4条に基づく助成金の交付申請後であれば、交付決定通知を受ける前の検針も助成金の対象とします。

4 値引きの実施について

(1) 値引き期間

値引きの対象となる検針の期間は、令和5年9月1日から令和5年11月30日までの検針とします。

(2) 助成額

一般消費者等1契約につき、上限3,000円（消費税等を除く）

(3) 値引き対象の一般消費者等の要件

助成金の交付を受けることができる値引き対象の一般消費者等は、次のすべての条件を満たす一般消費者等とします。

ア 次のいずれかに該当する者 ※工業用等に使用する者は対象外

- ・液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等
- ・ガス事業法第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第2条第2項の規定に該当する者

イ 値引き対象となる検針月に、助成金の交付を受けようとするL P ガス販売事業者と、L P ガスの販売契約を締結している者

ウ L P ガスを計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積販売（以下「体積販売」という。）により供給を受ける者 ※質量販売は対象外

エ 体積販売に係るガスメーターが福島県内に設置されている者 ※福島県外にガスメーターが設置されている者は対象外

オ 国または地方公共団体の庁舎（国の出先機関、県庁、県の出先機関、市役

所、研究施設等)でない者。ただし、建物は国または地方公共団体の管理だが、契約者が私人である場合(駐在所、公民館等)は値引き対象。

(4) 値引きの方法

ア 令和5年9月1日から11月30日までの検針に対する請求額(基本料金と従量料金の合計)から上限3,000円(消費税等を除く)の値引きを行う。

イ 値引きの方法は、原則として下記1①又は②のいずれかによるものとします。

ただし、一般消費者等の数や請求額、請求方法等、販売事業者の実状に応じて1以外の方法による値引きも可能とします。

< 1 値引きの基本パターン(①又は②のいずれか) >

① 連続する2か月(ア、イの2類型)から1,500円(消費税等を除く)ずつ計3,000円(消費税等を除く)を値引く。

ア 9月検針分・10月検針分

イ 10月検針分・11月検針分

② 9月～11月検針分の3か月間から1,000円(消費税等を除く)ずつ計3,000円(消費税等を除く)を値引く。

< 2 使用料金が値引き額未満の場合 >

使用料が少ない場合や月の途中での契約等により、各月の使用料金(消費税等を含む)が値引き額の1,500円又は1,000円(消費税等を除く)に満たない場合は、使用料金と同額が値引き額となります(例1)(例1')。

なお、使用料金と同額が値引きとなった場合、通常の数値引き額の1,500円又は1,000円(消費税等を除く)との差額については、原則として翌月に繰り越す処理は行いません。ただし、LPガス販売事業者において、契約者毎に値引き額を管理できる場合などは、翌月以降の請求額から繰り越し分を含めた値引きを行うことも可能とします(例2)(例2')。

※ 消費税等抜きの請求額から値引きする場合(値引きが各月1,500円の場合)

(例1) 値引き前の請求額が1,000円(消費税等を除く)の場合

$$1,000\text{円(元値)} - 1,000\text{円(値引き額)} = 0\text{円(値引き後の請求額)}$$

(例2) 9月検針分が1,000円(消費税等を除く)、10月検針分が3,000円(消費税等を除く)の場合

$$1,000\text{円(9月元値)} - 1,000\text{円(9月値引き)} = 0\text{円(500円繰越)}$$

$$3,000\text{円(10月元値)} - \{1,500\text{円} + 500\text{円(10月値引き} + 9\text{月繰越)}\} = 1,000\text{円}$$

※ 消費税等込みの請求額から値引きする場合(値引きが各月1,650円の場合)

(例1') 値引き前の請求額が1,100円(消費税等を含む)の場合

$$1,100\text{円(元値)} - 1,100\text{円(値引き額)} = 0\text{円(値引き後の請求額)}$$

(例2') 9月検針分が1,100円(消費税等を含む)、10月検針分が3,300円(消費税等を含む)の場合

1,100円(9月元値)－1,100円(9月値引き)＝0円(550円繰越)
3,300円(10月元値)－{1,650円+550円(10月値引き+9月繰越)}＝1,100円
(消費税等に関する取扱いについては、Q&AのP7を参照。)

(5) 値引きの際の注意点

LPガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額への値引きは、助成金の交付の対象となりません。

(6) 値引きの周知

LPガス販売事業者が本事業による値引きを実施する場合は、「福島県LPガス料金高騰対策事業」による値引きが行われていることを一般消費者等に対して周知する必要があります。

周知方法は、請求書や検針票への印字、協会から配付するチラシ等により、効率的に実施可能な方法により実施してください。記載のない値引きは助成金の交付の対象となりません。また、LPガス販売事業者のホームページ上に掲載する場合でも、一般消費者等に対して個別に周知をお願いします。

なお、周知は値引き開始時に1回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

＜一般消費者等に対する周知文（例）＞

- ・福島県のLPガス料金高騰対策事業により〇円の値引きをしています。
- ・福島県の支援により〇円の値引きをしています。
- ・福島県支援による値引き額 〇円 など

5 LPガス販売事業者への支援について

(1) 助成金の交付対象となるLPガス販売事業者の要件

助成金の交付を受けることができるLPガス販売事業者は、次のいずれにも該当する者とします。

ア 2(3)に規定するLPガス販売事業者

イ 交付要綱別紙1「不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項」に該当しない者

ウ 交付要綱別紙2「暴力団等でない表明・同意書」の誓約に反しない者

(2) 助成金の交付額

ア 値引きに対する助成金の額

1メーター(1契約)につき、値引き原資として3,000円(消費税等を除く)を助成します。ただし、値引き額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

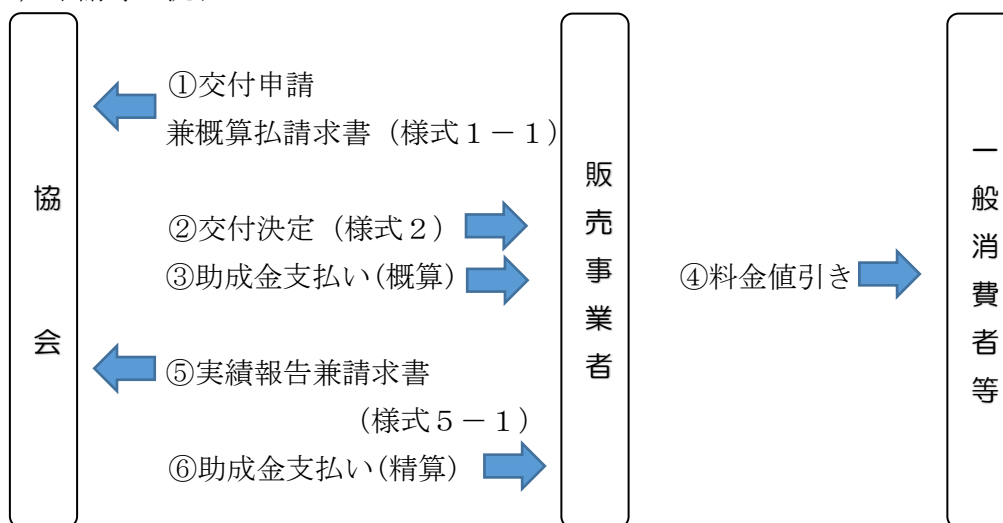
イ 値引きのための経費支援の額

LPガス販売事業者の値引きに要する経費として、実績報告書により報告のあった値引きをした一般消費者等の数に応じて、次の額を支援します。

一般消費者等の数	支援する額
1～100未満	10,000円
100～500未満	40,000円
500～1,000未満	80,000円
1,000～5,000未満	120,000円
5,000～10,000未満	200,000円
10,000～	300,000円

6 申請等の手続き

(1) 申請等の流れ



※値引きは「①交付申請」を提出後に実施可能となります。

(2) 助成金交付の申請（交付要綱第4条）

助成支援金の交付を受けようとする者は、次により申請してください。

ア 提出書類

様式第1-1号「LPガス料金高騰対策事業助成金交付申請書兼概算払請求書」

イ 申請の受付及び期限

8月28日（月）から9月15日（金）まで申請を受け付ける予定です。

申請を受け付けてから交付決定を行うまでに2週間程度の審査期間を要します。

ウ 留意事項

交付申請の提出後から値引きのための検針を実施することができます。

交付決定通知後、2週間以内に交付決定額の7割以内の額を指定された口座に振り込みます。

(3) 交付決定内容の変更（交付要綱第6条）

様式第2号「LPガス料金高騰対策事業助成金交付決定通知書」の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次により申請してください。

ア 提出書類

① 様式第3号「LPガス料金高騰対策事業変更（中止・廃止）承認申請書」

イ 申請の期限

変更を行おうとする14日前まで

ウ 留意事項

値引きを行う一般消費者等の数の減少または300件未満の増加については、変更承認申請の必要はありません。

(4) 実績報告書兼請求書（交付要綱第9条）

値引きを実施したときは、次により報告してください。

ア 提出書類

①様式第5-1号「LPガス料金高騰対策事業助成金実績報告書兼請求書」

②様式第5-2号「内訳明細(値引きを行った一般消費者等の一覧)」

イ 提出の期限

値引きの完了後（検針に係る請求書の発行を完了したとき）、30日以内

ウ 助成金の支払い

実績報告を受けた後に、内容を審査し、助成金の精算額を振り込みます。

エ 留意事項

報告のあった請求額を確認するため、200者のLPガス販売事業者に対し、値引き実績の内容を証するものとして、無作為に指定する5件程度の請求書または検針票の写しの提出を求めます。

(5) 交付申請の取り下げ

助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内かつ値引きを行うまでに、書面をもって申し出てください。

(6) 申請等の書類一覧

書類名称	様式	交付要領	提出を要する場合
交付申請書兼概算払請求書	様式第1-1号	第4条	助成金の交付及び概算払いを受けようとするとき
振込先確認書	様式第1-2号	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
誓約事項等同意書	様式第1-3号	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
変更（中止・廃止）承認申請書	様式第3号	第6条	助成金の交付の決定を受けた内容を変更（中止・廃止）しようとするとき
事故報告書	様式第4号	第8条	値引き事業（実績報告を含む）が予定の期間内に完了できない、または遂行が困難となった場合

実績報告書兼請求書	様式第5-1号	第9条	値引き事業が完了したとき
内訳明細(値引きを行った一般消費者等の一覧)	様式第5-2号	第9条	実績報告書の添付書類

7 事業を行う上での注意点

(1) 申請・報告の注意点

ア 交付申請を行う者

交付申請は事業所(営業所)単位で行ってください。ただし、本社等により取りまとめて一括申請することも可能です。なお、一括申請する場合は、営業所ごとの一般消費者等の数を任意様式で添付してください。

イ 実績報告に添付する値引き実績の内容を証する提出書類

様式第5-1号「実績報告書兼請求書」に添付する、値引き実績の内容を証する提出書類において、次の内容を確認します。

- ・使用場所が福島県内の確認
- ・値引きしていることの確認
- ・値引き金額の確認
- ・ひとつのメーターにおいて複数回の値引きをしていないかの確認
- ・値引き対象外の公共施設が含まれていないかの確認
- ・工業用等に使用する者が含まれないかの確認
- ・質量販売が含まれていないかの確認

値引き実績の内容を証するものに、値引きを行った一般消費者等の一覧を添付する場合は、できるだけ様式第5-2号「内訳明細(値引きを行った一般消費者等の一覧)」での提出をお願いします。ただし、既存システムなどを活用する場合は、システム出力できる項目が記載されたもの、システム画面の写し等で報告いただいても結構です。ただし、交付決定を受けた値引き額と違う一般消費者等には、その値引き額を必ず記載してください。

値引き実績の内容を証する提出書類で、値引き額および値引き実績が確認できない場合は、販売所に立ち入り、帳簿書類等で確認することもあります。

(2) 値引きの注意点

ア 値引きの考え方

ひとつのガスメーターについて、1回の検針に係る請求あたり1回の値引きを原則とします。ただし、1回の検針をふた月に分けて請求する場合は、各月値引きが可能です。2回の検針を1回で請求する場合は、値引きは1回のみとなります。

また、ひとつのガスメーターについての値引きは、ひと月に1回のみです。

イ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

値引きの対象となる液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等と

は、L Pガスを生活の用に供する一般消費者および消費の態様が生活の用に供する場合に類似しているものとなります。工業用等の高圧ガス保安法に該当（この手引きにおいて「工業用等」という。）する消費者は対象となりません。

○生活の用に供するとは・・・飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用、人のための冷暖房用

×生活の用に該当しない・・・農産物の栽培、自動車燃料、窯業、工業製品の製造、化学原料、溶接、舗装、発電機、専ら飲食物の製造・卸を業としている者

ウ 生活の用と工業用等が混在する一般消費者等

生活の用と工業用等に使用している一般消費者等については、主として工業用等に使用する者（使用量の多い方で判断）は、値引きの対象となりません。

エ 公的機関の一般消費者等

国および地方公共団体の庁舎は値引き対象ではありません。ただし、直接住民の用に供する施設は値引き対象となります。

×値引き対象ではない 公的機関	国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市役所・町村役場、市町村の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設
○値引き対象となる 公的機関	運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸し会議室、駐在所で契約が私人

オ 値引き期間中に、販売契約した一般消費者等

値引き期間の途中に、L Pガスの販売契約を締結した一般消費者等については、契約後の検針からの値引きとなります。

例：9月15日にL Pガス販売契約した一般消費者等については、次回の検針分から値引き対象

カ 使用量が少ない一般消費者等

L Pガスの使用量が0 m³の場合でも、基本料金の請求がある場合には値引きの対象となります。

キ 請求額が値引き額以下の一般消費者等（値引きが各月1,500円の場合）

請求額が値引き額以下の場合、請求額が値引き額となります。なお、請求額にL Pガス販売事業者の所有する消費設備の使用料金が含まれる場合、その設備使用料金は値引きの対象とはなりません。

例：値引き前料金 2,300円 = 2,000円 + 300円

請求金額 L Pガス使用料金 設備使用料金

（基本料金＋従量料金）

値引き後料金 800円 = 2,000円 - 1,500円 + 300円

請求金額 L Pガス使用料金 値引き額 設備使用料金

ク 集合住宅の値引き

集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合は、大家のみ値引きの対象となります。

ケ 2世帯住宅の値引き

同一敷地内にガスメーターが複数設置されている場合は、ガスメーターごとに値引きの対象になります。

(3) その他の注意点

ア 交付要綱および本手引きの相違

交付要綱と本手引きの記載内容に相違がある場合は、交付要綱を優先します。